

3 産業型公害から 都市生活型公害へ (1970年～)

国に先駆けて行われた川崎市の公害対策

1970年代、川崎市は「市民生活最優先」の原則を掲げ、公害防止、健康被害者の救済、自然環境の保全・回復に向けた取組を進めました。1970（昭和45）年には、市内石油消費量の90%を占める39の工場と大気汚染防止協定を締結し、大気汚染の発生源への対策を強化しました。1972（昭和47）年には、公害行政の根幹となる新たな「川崎市公害防止条例」が施行され、全国に先駆けて汚染物質の総量規制を導入しました。総量規制とは、地域の工場から出される排ガス、排水中の汚染物質の総量を規制するもので、汚染物質が一定比率以下なら可とする規制に比べて環境保全効果は大きく、工場により厳しい対応を求める内容でした。この条例は、国や全国の自治体の公害防止対策推進をリードする役割を果たしました。

また、市の公害対策に市民の意見を反映させるため、1972（昭和47）年に市民が参加する公害監視会議を市内各区に設置しました。



公害監視会議

川崎市公害研究所、公害監視センター設置

1971（昭和46）年、公害防止対策に関する分析、試験、測定、研究をおこない、公害現象を科学的に把握し、公害防止技術の向上を目的とした川崎市公害研究所が開設しました。また、本庁舎の事務室脇でおこなっていた大気汚染の常時監視測定をさらに強化するため、1972（昭和47）年に川崎市公害監視センターを開設し、環境大気に加えて発生源を常時監視するシステムを導入しました。これにより、大気環境の汚染状況を市内各地で24時間測定するとともに、大規模な工場を対象とした大気汚染物質排出量の監視を行う本格的な常時監視体制が整いました。



川崎市公害研究所



麻生大気測定所



大気測定機器